

環境対策と市民イニシアティブ

山田 修 嗣

Environmental Measures and Citizen's Initiatives

Shuji YAMADA

Abstract

Today, along with other changes in Japanese society, “Citizen's Initiatives” have become an indispensable term for thinking about public decision-making. One often hears that “Citizen's Initiatives” are important for deciding Environmental Measures by enterprises or by the public sectors. This paper discusses following three points :

- clarifying the concept of Citizen's Initiatives
- confirming actual Environmental Measures and the actual situation of Environmental Markets as a result of conducting interviews
- pointing out the role of intermediate groups (NGO/NPOs) in achieving optimum Environmental solutions

In order for these environmental measures to be successful, intermediate groups can serve a very important function in connecting and adjusting between citizen's demands and organizational activities. This implies that an urgent issues is how to systematize Environmental communication with enough mutual feedback between individuals and organizations.

1. 本稿の課題

本稿の目的は、企業や自治体の環境対策・環境ビジネスを、市民や消費者の意向を反映させた諸活動、いわゆる「市民イニシアティブ」と関連づけて評価する点にある¹。

企業や諸組織が、環境保全のための有効な対策を講じる現状についてはさまざまな形で論じられている。また、私たちがその様子を、実際の商品やサービス、あるいは広報によって見聞きすることができるようになった。もっとも、こういった状況は、ビジネスの側からみでの規制への対応、企業の知名度やブランドイメージの確保、企業の社会的責任といった文脈によって語られてきたものが多かったように思われる。地域社会や地域住民という対象との間において、これら諸組織の環境対策が関連づけられる社会学的作業は、一部の NGO/NPO が市民と協力して展開するエネルギー対策の事例

¹ 本稿は、2002年度「新市場への期待と普及への問題点——新ビジネス形成にむけて」、2003年度「新規市場分野における需要拡大の可能性とその方策」と題しておこなわれた、(財)機械振興協会経済研究所の2つのプロジェクトの経緯と成果に大幅にもとづいている。ただし、筆者の「市民イニシアティブ」の関心のもと、いくつかの情報を加筆し、再構成した。

があるが（長谷川，2001、田窪，2001）、依然として多くはない。

実際、NGO/NPO が推進する環境対策例は、企業という社会的アクターのみの協力で解決される問題ではなく、むしろ積極的に、その他の、複数の社会的行為主体が解決にかかわることによって、環境破壊的活動の改善が図られるという種類のものといえるだろう。つまりこれらは、環境改善への新しい試みであり、社会的アクターの新しい連鎖——ネットワーク——といえるものでもある。

このような連鎖の実態を重視しつつ、「市民イニシアティブ」が環境改善活動へおよぼす影響を考察する。対象とする組織には、①自社製品のリサイクル——自社製品を原料とした製品再生——事業を展開する企業、②廃棄物のクロズド（完全閉鎖型）最終処分場を導入した自治体、③自然エネルギーの推進に腐心している市民団体（NPO法人）をあげることにする。そして、これら組織へのヒアリング結果をもとに、それぞれの「関係の網の目」をあきらかにし、それらがもつ環境活動への意味を評価してみたい。

2. 市民イニシアティブ

(1) 市民と地域社会

まず、市民イニシアティブの重要性とは、その主体となる「市民」と、市民をささえる「地域社会」が、一定の影響力——または発言力——を保有するようになったという社会的状況の変化と同義である。

日本における、高度経済成長期以後の地域社会と市民の変化については、武川（2003）が実にみごとに要約をおこなっている。その主要なキーワードは、「コミュニティに基盤を置いた社会政策（Community Based Social Policy）」（同，2003：11）への転換である。以下、簡単にその論旨をたどってみたい。

A) 推移する地域社会

この転換の背景には、「地域福祉」²の確立が重点的な位置を占める——ようになった現代日本社会の——現状がある。こうした状況下では、地域社会におけるガバナンスの確立がもとめられるようになる。なぜなら、地域社会そのものによって、「地域福祉」が遂行される必要がでてくるからである。さらに、その地域社会において、「福祉国家と福祉社会の協働（partnership）が試される場」となっていく変化がみられるようになる。ここに、一つめの連鎖が成立する——可能性がある——ことが示される。

さて、地域福祉の主流化、つまり、地域づくりの様相の変化にかんする背景には、20世紀の第3四半期が関係するという。この時期は、コミュニティの崩壊が懸念され、コミュニティの（再）形成が課題となっていた。工業化と都市化という変化は、過密と過疎という地域社会の問題を生み出した。その一部として都市は、匿名性という性格と未知の住民の結合という問題を有し、他方で農村は、共同体の崩壊（解体）という危機に直面した。それゆえにこの時期は、新しいコミュニティが模索され、「コミュニティの形成」が政策的課題となったとふりかえることができる。

これにたいし、つづく同第4四半期には、個人にたいする介護の要求——これは一般の介護に加え失業、貧困、家族解体などの不安の解消をも含む——が課題となった。この時期、ポスト工業化をむ

² ここで述べられる「地域福祉」は、「地域の社会福祉」以上の意味合いがあると説明されている（武川，2003：11）。

かえた社会が、人口の移動——と、それによって発生する問題をも含む——を一段落させた後、高齢化問題を課題として抱えたことがその要因である。たとえば、老親の介護、共に老いた配偶者の介護が社会問題化し、それにともなって地域医療、地域福祉がスローガンとなった。このような地域社会の変化が、先にふれた「地域福祉」を主流化したのだと説明する。

B) 市民概念の変遷

では、市民の側の変化はどうだったか。地域社会における市民の変化については、「強い市民」から「弱い市民」へという要約をしている。ここで想定された「強い市民」という概念は、「通勤し、買い物に出かけ、健康で心身ともに自立し、経済的にも独立した男女」を指している。一方で、「弱い市民」概念として想定されているのは、「一人暮らしの高齢者、要介護の高齢者」など、病気や障害を持った人であり、「強い市民」には含まれ得ない人々を対象としている。

ただし、現代社会が完全に「弱い市民」の社会に変わり、そのような市民のみによって担われ、成立しているというわけではない。むしろ重要なのは、このような市民像の複数化であろう。武川自身も似田貝（2001）の「市民の複数性」³概念を引用しつつ、現代市民社会の様子を次のように描く。それは、「弱い市民」をもその範囲に含め、複数の主体——市民——が存在し、横たわっている社会である。

実際、「弱い市民」や「市民の複数性」を前提とすると、公共性の「担い手」も変わらざるを得ないと結論づける。つまり、住民参加のあり方も変わる必要があるということになるだろう。こうした変化にともない、市民社会の分析方法も「弱い市民」を含むボランタリズムの市民社会論へ移行する必要があるといい、規範的なもの⁴から実在的なもの⁵への認識の転換が不可欠だということである。

(2) 市民のイニシアティブ

上に取り上げた武川の議論から、次の2点を指摘することができるだろう。すなわち、一つめは、私たち「市民」の生活にかかわる諸活動が、もはや従来のような市場における平均的な消費者や、地域行政における一般的な——活動しうる——人々を対象とするだけでは不足であるということである。二つめは、「市民」をとりまく「地域社会」においても、企業や自治体がその地域のニーズをより適確に取り込む必要が生じているということである。これらの論点はいずれも、社会的アクターの新しい連鎖——ネットワークキング——の重要性を指し示している。あわせて、市民の主導する——あるいは市民にとって望ましい——企業活動や行政サービスへの要求が、一考に値するものであるとの認識が可能となるであろう。

このような市民と地域社会の変化にともなって、杉岡（2003）は「ステイクホルダー民主主義」の概念、つまり「利害関係者の総体が責任を共有する民主主義」（同、2003：27）の重みを提唱する。もちろんこの議論の利点は、参加や責任にかかわる諸手続きが、特定のシステムに統合される可能性を有する部分にあるといえよう。

さらに杉岡は、ベストフ（Pestoff, 1998=2000）の指摘を援用しつつ、地域社会を前提とした「社

³ 似田貝は、阪神淡路大震災の（調査）経験をもとに、この概念を導出したという（武川、2003：15）。

⁴ ここでの「規範的」という言葉には、「強い市民」を大前提とした、いわば虚構的な市民社会のイメージが最もあてはまるであろう。

⁵ ここで使われる「実在的」とは、まさに「弱い市民」が社会に実在すること、複数の市民が実在することを意味すると考えられる。

会的企業」の意義にも注目している。これは、「従業員に対しては価値のある職業を与え、多くの市民参加を促し、企業に対しては社会的意義のある目標を与える」（杉岡，2003：29）のものであると説明される。たしかに、このような小規模で、地域的で、草の根的でさえある組織体の成立は、活動範囲は限定されるものの、多様な市民・NGO／NPO・企業などの連携にふさわしいものとなるだろう⁶。さらには、市民の地域福祉に関する関与（コミットメント）水準によって公共性が規定されるのであれば、社会システムにとって望ましい条件を提示してくれるものでもあるだろう。

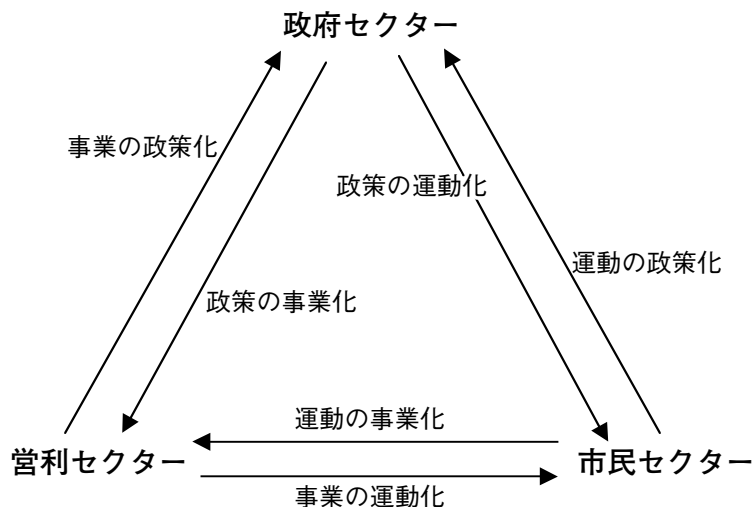
(3) 市民イニシアティブのねらい

ところで、市場において流通している製品やサービスは、市民——生活者・消費者——にとって選択性の低いものが含まれている。なぜなら、こうした財は企業によってのみ供給されるものであり、消費者が財の生産や管理にかんして発言するチャンスはきわめて限定されているからだ。また、市民の側においては、たとえば電気エネルギーなどのように、供給者を選択することさえままならない場合もある。

このような状況のことを、船橋（2003）は「構造化された選択肢」と呼んでいる。市民がある製品やサービスを——いわば一方的に——享受している状態のことである。また本来は、財の購入についての選択が自由におこなえるはずの市民ではあるが、政治的・経済的・文化的条件の中で選択肢が狭められ、限定された選択のみが許されている場合のことをいう（山田，2004）。

こういった閉塞的状况にたいして、各地で「自らの選択肢」を作り出そうとする市民の活動が活発になっている。このような市民活動を、「市民イニシアティブ」と考えることにしよう。まず自らの

図表1 政策・運動・ビジネスの相互浸透



長谷川，2001より

⁶ このような状況にとっては、「地域通貨（local currency）」が有効に作用するとの見解も示される（杉岡，2003）。しかしここでは、関係性を東にさせる空間に生活する者同士の資源の交換システムが一種の地下経済的要素をもつこと、お互いの合意にもとづき交換がおこなわれる自由度に基礎をおくことから、あらたなコミュニティの形成ツールとして期待されていることの2点をのみを引用するにとどめたい。

選択肢を作り出し、その選択肢を実際に採用することによって、結果として、市民にとって望ましい社会状況を形成することが可能となる、そのようなイニシアティブである(図表1)。長谷川(2001)は、「グリーン電力」制度⁷など新しい発電の形態を事例に、既存市場の構造化された選択肢にたいして、市民イニシアティブは市民からのニーズをそのまま表現し、積極的なエネルギー選択ができるようになるといった意義を強調している。

このような社会形成のプロセスにおいては、情報を媒介する中間団体(中間受益者)としてのNGO/NPOを必要とすることが多い。これら中間団体を「市民」サイドに含めてもよいだろう。こうした存在の出現によって、市民にとって今までは選択も実現も不可能と考えられていた選択肢を採用すること、とくに、中間団体を通せばそれが比較的容易であることが理解されるようになってきた。

(4) 市民イニシアティブの事例

日本各地で展開されるようになった市民イニシアティブの事例は、少しずつではあるが紹介される機会が増えている。その代表的なものを挙げておこう。

① 「いしべに市民共同発電所をつくる会」(滋賀県石部町)

市民イニシアティブによる太陽光発電の推進事例である。市民が有志で一定金額を拠出し、同会が発電パネルを購入、屋根提供者の協力を得て太陽光共同発電所を設置するという試みである⁸。資金がない、設置場所がないなど、個人では購入も設置も困難である場合、共同発電所という形態がグリーン電力を導入する方法となった(田窪, 2003: 262)。

② 「風の町」構想(山形県立川町)

山形県立川町では、長年悩みの種となっていた「清川だし(強風)」を「資源」に転換する試みとして、風力発電を導入した⁹(環境省編, 2002b)。注目は、自然エネルギーを町おこしに利用し、人口7000人の過疎問題を乗り越えようとする点、町が主導した構想に、地域住民が一定期間ではあるが積極的にかかわったという点である(田窪, 2003: 259)。この意味で、市民イニシアティブの事例と考えることができると思われる。

上の2つの例が示すように、市民の目的であるグリーン電力の利用が、地域、共同、小規模、市民の主体性といったキーワードで解釈され、既存システムの転換とともに推進されていることがわかる。

⁷ 「グリーン電力」とは、「再生可能エネルギーによる電力を指す言葉」(長谷川, 2001: 13)である。さらに社会システムの観点を加えると、「再生可能エネルギーによる発電を普及させるための需要家もしくは納税者の負担と直接結びついた社会的仕組み」(同)と定義される。市民によるこの「社会的仕組み」づくりという点が、供給-需要関係の新展開ということになるだろう。

⁸ この事例では、同会の主導メンバー18人が共同出費し、出力4.35kWの太陽光発電パネルからなる発電所、「てんとうむし1号」を設置した(田窪, 2003)。

⁹ 風車導入のプロセスは以下のごとくであった。1985年に就任した町長が、町民にたいして町おこしにかんするアイデア募集をおこない、当時の「ふるさと創生事業」を利用して実行した。その後、市民が「風車村推進委員会」を結成して協力した。1993年、日本初の商業目的の発電用風車——シンボル風車、100kW×3基——を建設すると、年間3~4万人の観光客が集まるようになり、自治体や企業の関心も高まった。やがて、「シンボル」から「ビジネス」へと事業発展し、民間企業(風力発電)の誘致に成功したことで、第3セクターを設立して400kWを2基、600kWを4基設置、町の電力の約3割をまかなうまでになった(田窪, 2003)。

3. 環境対策の評価

では次に、ここまで議論してきた「市民イニシアティブ」と、各組織において実施されている環境対策の関係について考えることにしよう。

ところで、「環境型社会形成推進基本法（循環型社会基本法）」によれば、循環型社会の形成に向けて講ずべき対策の優先順位が明示されている。それらは、

- ① 原材料や製品等が廃棄物等になることの抑制
- ② 発生した循環資源は製品や部品として再利用
- ③ 再使用されない循環資源は原材料として再生利用
- ④ 再使用及び、再生利用がされない循環資源は熱回収
- ⑤ 循環的な利用が行われない循環資源は適正に処分

である¹⁰。したがって、諸組織は法の遵守という観点から、廃棄物対策などの環境対策をこの循環型社会基本法にしたがって推進しなければならない。しかしながらこの条件は、法律といういわば強制的な外部条件である。本稿の課題が「市民イニシアティブ」とのかかわりを論ずるものであることから、もちろん法規制は対策の基礎ではあるが、むしろそれをこえた対策活動の展開に着目する必要があるだろう。

この議論のために、以下に3つの組織のヒアリング事例を紹介する。はじめは、合成樹脂製簡易食品容器を製造する「企業A」のリサイクル活動についてである。次に、廃棄物の完全管理を前提としたクローズド最終処分場をもつ「自治体B」の対策を、最後に、市民がささえるグリーン電力の普及につとめる「NPO法人C」の活動について確認する。いずれの事例からも、市民の発案や協力がみられるという共通点が明らかにされるが、組織の環境対策と市民イニシアティブとの関係においては若干の相違が指摘される。

(1) 企業A——合成樹脂製容器製造業

A) 容器リサイクルについて

合成樹脂製簡易食品容器（発泡スチロールトレイ）の製造販売をおこなう企業Aは、同社名を冠するリサイクル方式を展開している。この方法は同社が世界に先駆けて開発し、海外ではオランダでわずか1社が、国内では当然ながら同社のみが導入しているシステムである¹¹。企業Aの主要製品は、小売店等での包装に使われる食品トレイであるが、これをリサイクルして再びトレイを製造するのである。実際のリサイクル過程では、再生原料の混入率30%で「エコトレイ（再生製品）」を製造しているという。この30%混入率でも、現在では品質的に高いレベルの「エコトレイ」が製造可能だという。

同社では、1990年に食品トレイの回収リサイクル（トレイ to トレイ・リサイクル）を開始した。トレイ to トレイは国内では同社のみが実施しているにすぎず、コストや技術の面からみても、同業他社がすぐさま追従するというものではなかった。翌1991年には、簡易食品容器としてはじめて日本環境協会から「エコマーク」商品に認定された。そして2000年には、「エコトレイ」として商標登録をおこなっている。

¹⁰ ただし、この順位によらない方が環境への負荷を低減できる場合には、この優先順位にこだわることなく、より適切な方法を選択しなければならないとしている。

¹¹ ただし、2003年のヒアリング実施時点。

リサイクルの実施状況を尋ねると、回収委託店舗（おもにスーパー）を全国に6100拠点もち、これに2000年からは自治体などの指定法人ルートを3件加えて使用済みトレートを回収しているとのことであった¹²。リサイクルトレートの出荷量は12,480トン/年であり、全トレート出荷量の4割を占めていた。

リサイクルトレートの生産設備は、自動選別ライン（素材・色の選別）が3ライン、洗浄脱水ライン（色別にトレートの洗浄）が2ライン、ペレット押し出しライン（ペレットを作る）が2ラインという構成である¹³。

同社製品の回収率は、スーパーなどの協力を得ながらも、25%程度である。しかし実際には、他社製品がどうしても混入するので、全国で17～18%程度ではないかと判断していた。

B) インセンティブ回収

同社のリサイクルシステムの特徴は、インセンティブ回収をスーパー回収と平行しておこなっている点にある。この仕組みは、あらかじめ決められた地域の町内会・子供会・学校などと協力し、発泡スチロール製トレートと透明蓋の回収をおこなう。協力してくれるグループにはポイントサービスを提供し、トレート10枚を単位として「10枚=10ポイント」、「10ポイント=10円相当」といった具合にインセンティブを与えることである。これにより、市民がリサイクルに参加しやすい状況をつくっていた。つまり、既存の市民（住民）活動を、同社のリサイクル・フローの中にシステム化したのである。

C) 同業他社との比較

こうした先進的な取り組みをしている同社は、このリサイクル工場を立ち上げるにあたり、機械メーカーとの連携で工場を建設した。担当者の弁では、既存技術の組み合わせで十分設置可能だったが、コストと全般的な工場システムの立ち上げの難しさから、マネをする会社はでなかったという。

発泡スチロール会社は国内に約30社あるとされ、この業界の組合もあるという。この状況下で、同社の市場占有率は約4割であった。説明によれば、この「エコトレート」の製造以降、シェアは伸びたという。事実、ペレットから再生プラスチックへのリサイクルであれば、国内の6社ほどが実施しているそうだが、トレート to トレートという再生プロセスをつくったという反響が顧客の確保につながった¹⁴。同時に、同社のリサイクルに積極的に賛同する人々の協力的行動（スーパー等に設置した回収箱に返却する）を促進したと分析している。

(2) 自治体B (B町)

A) 自治体と施設の概要

ここに紹介するB町の人口はおよそ1万人、土地の95%が山地で、主要産業は観光——同町には温泉があり、年間60万人が訪れる——と漆器生産——年220～230億円——である。

同自治体は、初めて建設する廃棄物の最終処分場——町自前として初の最終処分場——を、屋根付

¹² コンビニエンスストアが回収対象に含まれないのは、理由がある。同店での主要な容器は電子レンジに適したポリプロピレン製品が多く、材質が違うので回収してもリサイクルはできないとの説明があった。

¹³ 同社関東リサイクル工場のこの設備が24時間体制で稼働する場合、月産量約450トンで、必要担当人員は11人程度であるという。

¹⁴ 発泡スチロールは、5～10%がポリスチレン、90～95%が空気であるとの説明を受けた。よって、資源使用量は少ないが、回収時には重さ以上にかさばり、思ったほどリサイクル資源があつまらないといった回収の難しさがあるようだ。また、トレートに戻せない場合の最終製品は黒色プラスチック（VTRカセットなど）とのことであった。

きのクローズド最終処分場とし、リサイクルセンターを併設して運営・管理している¹⁵。同施設は2001年4月から稼働を開始した。総事業費は18.6億円で、建物建設費のうち国庫補助金が4分の1を占めている。ここに所属するスタッフは6人とのことであった。

B) クローズド処分場建設の経緯

2001年、隣接市との処分場契約が打ち切りになったことをきっかけに、町として独自の処分場を建設することが急務になった。そこで、住民への説明会を開催したところ、処分場からの水の浸出が最大の問題になった¹⁶。こうした事情から、町としても屋根付にして完全管理をするという結論に至ったのである。

同町にとってクローズド処分場の意義は、以下の点にあった。まず、域内分の廃棄物・焼却灰のための（管理・貯蔵）施設は確実に必要であったこと。そして、浸出水の管理という最大の住民要求に応え、降雪地帯ゆえの積雪時の対策や、景観の確保、住民の安心を保証しなければならなかったこと。さらに、処分場としての耐用年数が経過したあとも、たとえば体育施設などとして再利用可能であることである。

C) 施設の特徴

このような経緯で建設されたクローズド処分場であるが、建設担当企業へのヒアリングをあわせておこなったところ、次のような特徴が確認される。第1に、クローズド処分場は、既存技術の組み合わせによる環境保全の「代替案」といった性格であること。つまり、建設業界にとっては新しい技術開発は含まれていないということである。第2に、クローズド処分場という施設は新しい形態ではあっても、廃棄物処分場という市場は旧来から存在していたということ。ゆえに、クローズドであるか否かは、それまでとは別の要請——ここでは市民の切実な要求——に基づいているということになる。第3に、建設業界としては当然ながら新提案としての製品であったこと。したがって、住民へは安全性のアピールを、市町村へは信頼性の提供を、国へは環境製品であるから国庫補助の対象製品にしてほしいという要求をといた具合に、営利セクターから政府セクターと市民セクターのそれぞれへとむけられるベクトル（メッセージ）の内容であったと考えられる。

(3) NPO法人C¹⁷

A) NPO法人Cとグリーン電力制度

NPO法人Cの母体は、会員数およそ13000人を抱える生活クラブ組織であった。この事務局と会員とが協力をし、脱原発の可能性を模索した活動にNPO法人Cの起源があると語られている。また、Cはグリーン電力制度を推進する組織であるため、電力会社や発電設備を扱う企業との協働関係（コラボレーション）が成立し、ここに有志の市民が出資者として参加するようになった。

¹⁵ この処分場を建設する前は、隣接自治体と共同で別の最終処分場を利用していた。しかし、自区内原則にしたがって自前の処分場をもつ必要が生じ、クローズド処分場を選択した。

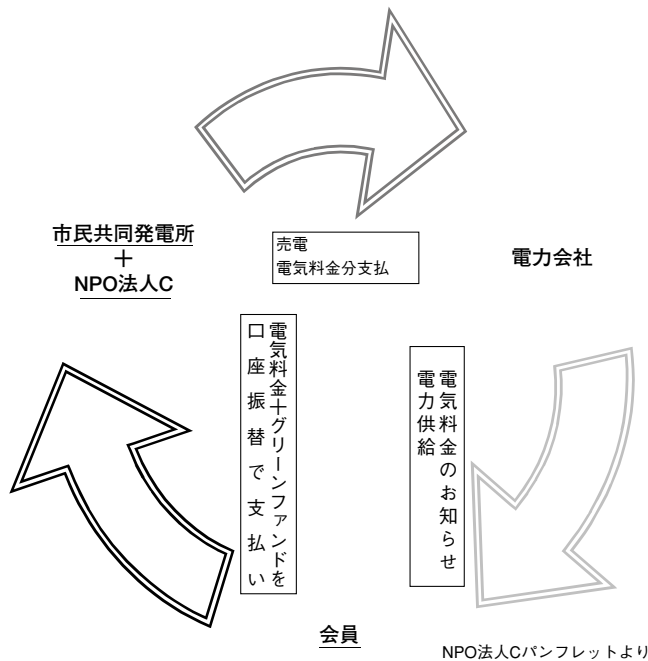
¹⁶ 町民が浸出水の問題を最も懸念したのは、ここが温泉場であったことが関係しているのではないかと、スタッフは振り返っている。

¹⁷ NPO法人Cの活動に先行する海外の事例に、サクラメント電力会社の「太陽光発電パイオニア」がある（長谷川、2001）。これは世界最初のグリーン電力制度と言われている。この概要は、希望者を募集し、参加者となった住民は月に4ドルの割増電気料金を払って屋根を「貸与」、公社は南向きの屋根に太陽電池を設置、全電力は送電網に送られその家では使わない、というものである。参加者は電力公社から「太陽光発電パイオニア」という認証を得、節電や太陽熱利用などについての情報提供、太陽熱温水器の優先的な設置といった恩恵をうける。

中心となる活動は、電気料金の5%をグリーン電気料金として拠出してくれるように市民に呼びかけ、その資金で再生可能エネルギーの促進をはかる¹⁸ことである。興味深い仕組みとして、電気会社と協力してその料金自動引落とし制度をそのまま利用しており、その拠出金をCが管理して市民共同発電所設置に振り向け、さらには発電所のおこす電気を電力会社へ売電していることである（図表2）。

これまでの活動の結果、グリーン電力制度への参加者が1100人（2001年5月現在）、会費収入400万円／年を得るNPOとなった。同法人が推進する市民共同発電所は、風力発電機の設置であり、現在は自前の風車を2基所有している¹⁹。しかし、風車の建設は非常に高額で、大きさにもよるが、建設費は1機あたり2億円程度になる場合もあるという。こうした問題にたいし、引き落としタイプのグリーン電力料金制度のほか、1口50万円で出資を呼びかけることで資金を集めている。

図表2 グリーン電力料金制度のながれ



¹⁸ 自然エネルギーを推進しているドイツでは、「買い取り義務」制度、「エネルギー購入法」（1991年1月）、「再生可能エネルギー法」（2000年4月）などの法整備が早くから進んでいる。これらは連邦政府レベルの立法措置で、この2つの法律で買い取り義務と買い取り最低価格を保障している。

日本では電力買い取り制度が1992年に、電力事業法改正が1995年に、電力事業法再改正が2000年におこなわれた。また、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法——通称、新エネ法——が1997年に定められ、促進の基本方針立案は政府が、促進の施策実施義務は自治体が、新エネルギー使用の努力義務は民間事業者と国民が、それぞれ担当することが明記されている。発電比率規定については、電気事業者による新エネルギー等の導入に関する特別措置法が2002年に制定されている（山田, 2004）。

¹⁹ 同法人の1号機は、定格出力1000kW、高さ60m、年間設備利用率30%、発電量約266万kWh（約900世帯分の年間の消費電力量に相当する）、売電収入約3200万円という実績である。なお、年間設備利用率30%は、きわめて妥当な割合だという。

B) 反原発の意図と「フレーム転換」

法人Cが推進したような、原子力発電所の建設反対をめぐっては、たいていは推進派と反対派にわかれ、その対立的な関係が注目されてしまう。また、困ったことに、対立の収束が、エネルギー問題の根本的な解決になるとはかぎらない²⁰。その際、グリーン電力というもう一つの選択肢を法人Cが社会に示すことによって、反対者も賛成者をも巻き込んだ、環境に負荷の少ない社会的選択が可能となるだろう。つまり「フレーム転換」とは、問題にたいする別の認識枠組み（フレーム）を用意して新たな選択肢を提供するという意味であって、このような原発建設の是非という一元的な利害関心をもつ主体間での問題解決に有効であるとされている（長谷川，2001）。

C) NPO法人Cの果たした意義

このCの成功経験が知られるにしたがい、各地で「自らの選択肢」を作り出そうとする市民の活動が活発になっていった。それと同時に、風力発電を主要事業とする企業が設立されて、発電事業がマスコミに紹介されるなどの活況に結びついている。Cの活動の比較的好調な展開も、このような背景や意義とともに確認することができる。

先にもふれたように、風車事業は1基につき数億円の設置費用がかかるため、これを市民が個人で負担するのは難しい。そこで、集合的解決が望まれる。もっとも、市民発のこうした活動展開は、単に集合的解決の妙をあらわしているだけではない。つまり、「市民」として参加が容易であり、「市民」の意見が法人によって代弁されることになり、私——または私たち——のおこなった行為の結果が比較的確認しやすい「地域社会」を土台にしているなどといった意味で、参考にされるべきポイントが数多く含まれている。

4. 経営資源別にみる環境対策

(1) 現代組織の経営資源

ところで、企業のマーケティング目標を達成するために、マーケティングミックス論が主要にあげる項目は、製品・価格・プロモーション（販売促進）・チャネル（流通経路）だとされている（佐々木，1999：56-57）。ただし、これらは企業・組織の側からみた項目群である。市民（消費者）との関係においていえば影響のベクトルは常に双方にむけられ、消費者側の志向、消費をとりまくシステムへの要望、誰が主導性を保有しているかにかんする分析も欠かせないだろう。さらには情報化社会の進展によって、技術の開発や保持が同様に重要であることを疑うことはできない。

そこで、これらの条件をまとめると、環境対策の分析に必要な社会的資源として、

- ① 新技術
- ② 新商品
- ③ 新しい志向性による消費
- ④ 新しい生産-消費-廃棄（リサイクル）システム
- ⑤ 新しいチャネル（経路）
- ⑥ 新しいイニシアティブ（消費者主導）

の6項目が析出されることになるだろう。これらをもとにして、上記3事例を整理してみよう。

²⁰ 原発建設反対のように明確な抗議対象があると、ただ当該事項の是非のみが争点となりやすい。しかし、原発の建設が白紙になったからといって、エネルギー問題が解決されるわけではない。いかにして需要量を減らすか、または、いかにして供給量を増やす（維持する）かの提案があってこそ、解決にむけて前進するだろう（山田，2004）。

(2) 事例の条件整理

すでに紹介された事例は、組織形態や社会的影響力こそ異なるが、組織の環境対策として一定の社会的なパフォーマンスを発揮しており、それゆえに注目されてきたものである。

筆者はすでに別稿（山田，2004）で、暫定的かつ環境市場に射程を限定しつつも、「新・創造的ビジネス」の条件としての革新的技術レベルと社会・人間関係の改変と、「過渡的ビジネス」としての代替技術と既存の社会・人間関係の維持という条件整理を試みた。そのアイデアをもとに、各事例をあてはめてみたのが下表（図表3）である。それぞれのケースごとに、既述の「①新技術」から「⑥イニシアティブ」について、条件としてあてはまる場合には「○」を、あてはまらない場合には「×」をいれて分類した。

これにより、あらためてあきらかになるのは、

- 1) 組織の環境対策には、「新技術」や「新商品」の登場が必ずしも絶対的な要件ではないこと
 一よって、環境対策が技術的にのみ進展したり、解決されたりする必然性は薄い
- 2) 社会的資源としての「志向性」、「システム」、「チャンネル」、「市民のイニシアティブ」において、新規性が必要であること
 一よって、各社会的アクターがそれぞれを適確に認識する必要性があり、むしろこの事実において主体を調整する機能と組織が望まれるが、この役割はあらゆる中間団体が果たしうる性格のものである
- 3) 上の2)にあらわれる条件は、アクター同士が積極的にかかわることを意味しているため、「コラボレーション」（長谷川，2001）などの共同や協働といった特徴が、環境対策においてより重視されること
 一よって、コラボレーションを可能にするような社会的なシステム作りが必要となるだろうが、当面は中間団体の成熟をささえ、市民イニシアティブを可能にする手続きの作業が急務であるといったあたりであろう。

図表3 事例の条件整理

	新技術	新商品	志向性	システム	チャンネル	イニシアティブ
企業 A	○	×	○	○	○	×
自治体 B	×	○	○	×	×	○
NPO法人 C	×	×	○	○	○	○

5. 要約と含意

ここまで紹介してきたように、企業A、自治体B、NPO法人Cの活動それぞれに共通してみられるのは、既存の社会的システムの改変が何らかの意図で含まれていたことであった。たとえば、グリーン電力であれば、発電・送電・消費の仕組みを別の方法にあらためることであった。

しかし、このシステムの変更は、チャンネルの変化、あるいは消費構造の変化、または「構造化された選択肢」の改変をもたらすものである方が望ましい。「市民イニシアティブ」がこれに一定の役割

を果たすとはいっても、実際には市民の志向性を十分に議論した上での厳密な検討を待つべきかもしれない。ただし、それぞれの事例が示唆するように、市民は、漠然とした消費者としての要求——つまり、リスク回避の要求——と、直接的な被害と利益の可能性とが交差するところに、ある意味ではリアルな、または可視的な問題意識を生成させていると考えられる。つまり、これが市民の志向性を構成する条件であるかもしれない。たとえば市民においては、利害対立の回避（意識）があらたな環境の志向を成立させているであろうし、あるいは、不透明なものを透明に（わかりやすく）したいという欲求によって志向を形づくっているであろう。従来のモデルでは、これらが「いくつかのステップ」によって成り立っているところや、あるいは不可視化されているという構造にのみ焦点をあわせていたところに問題があったのだろう。それゆえ、可視化をねらったシステムづくりの重要性が指摘される

では最後に、本稿の共通理解をまとめ、結びにかえる。

- ① 構造転換（構造化された選択肢からの脱却）が、いわば市場性を解く上でのキー概念であった
 - ② 需要者（最終消費者＝市民）の「環境」についての志向性には、すでになんらかの変化——可視化による肯定——がみられた
 - ③ つまり、志向性は主体（消費者）の利害にかかわる不透明性を透明化（可視化）する作業プロセスにあった
 - ④ そして、消費者（最終消費者＝市民）の言い分（意見）が成立しつつあり、市民イニシアティブにおける仲介役がそれを媒介——ネットワーク——していた
 - ⑤ この言い分（意見）を、仲介役——中間受益者や中間団体——が吸い上げて、市場におとしていることが見て取れた
 - ⑥ これと同時に、仲介役——中間受益者や中間団体——が市場における技術・商品・サービスのセットから最終受益者に適したものを媒介することもあった
 - ⑦ この点で、仲介役——中間受益者や中間団体——のビジネスとしての合理性や利益と、社会的望ましさは結びついていた
 - ⑧ このような社会的望ましさの表現は、行為者を一定の基準に落とし込むという作業を通じてではなく、社会的アクター間の——動的な——相互行為によってもたらされる可能性が高かった
- しかし、諸組織の環境対策を本稿のような方向から論じる作業のみでは、社会全体の環境パフォーマンスについてはおろか、組織の環境対策活動そのものも、適切に解析しきれないわけではない。

参考文献

- 石井雅章（2004）『廃棄物処理（一般廃棄物最終処分場）』（（財）機械振興協会経済研究所編『需要開拓からみた新規事業成功の可能性と課題』 JSPMI ERI 所収）
- 環境省編（2002a）『平成14年版 環境白書』ぎょうせい
- 環境省編（2002b）『持続可能な地域づくりのためのガイドブック』ぎょうせい
- 環境省編（2003a）『平成15年版 環境白書』ぎょうせい
- 環境省編（2003b）『循環型社会白書（平成15年版）』ぎょうせい
- （財）機械振興協会経済研究所（2003）『新市場への期待と供給課題——健康福祉・医療・環境市場を対象に——』 JSPMI ERI

- (財)機械振興協会経済研究所 (2004)『需要開拓からみた新規事業成功の可能性と課題』 JSPMI ERI
 佐々木茂 (1999)「国際化の中の企業組織」(石川・田島編著『変わる組織と職業生活』学文社 所収)
 「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク編 (1999)『光と風と森が拓く未来 自然エネルギー促進法』
 かもがわ出版
 「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク編 (2000)『2010年自然エネルギー宣言』七つ森書館
 「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク編 (2002)『自然エネルギー100%コミュニティをめざして』
 かもがわ出版
 杉岡直人 (2003)「地域通貨の流通実験にみる地域福祉の公共性」(地域社会学会編『「公共性」の転換と
 地域社会』ハーベスト社 所収)
 生活クラブ生活協同組合さようなら原子力発電の会編 (1998)『おーい、こっちの電気はやさしいよ。』
 生活クラブ生活協同組合
 田窪祐子 (2003)「自然エネルギーと地域振興」(船橋晴俊・宮内泰介編『新訂 環境社会学』放送大学
 教育振興会 所収)
 武川正吾 (2003)「グローカリティと公共性の転換——コミュニティ形成から地域福祉へ——」(地域社
 会学会編『「公共性」の転換と地域社会』ハーベスト社 所収)
 東京都編 (1998)「環境・リサイクルビジネスの事業化戦略」
 21世紀北海道のエネルギー政策をつくる市民実行委員会編 (2000)『自然エネルギー王国北海道へ 市民
 が拓く北海道のエネルギー未来』21世紀北海道のエネルギー政策をつくる市民実行委員会
 21世紀北海道のエネルギー政策をつくる市民実行委員会編 (2001)『北海道に脱原発の風が吹く 時代は
 自然エネルギーをめざす』21世紀北海道のエネルギー政策をつくる市民実行委員会
 『日経エコロジー』2000年11月号 日本経済新聞社
 『日経エコロジー』2003年2月号 日本経済新聞社
 『日経エコロジー』2003年3月号 日本経済新聞社
 『日経エコロジー』2004年2月号 日本経済新聞社
 長谷川公一 (2001)「環境運動と環境政策」(長谷川編『講座環境社会学第4巻 環境運動と政策のダイナ
 ミズム』有斐閣 所収)
 船橋晴俊・宮内泰介編 (2003)『新訂 環境社会学』放送大学教育振興会
 北海道グリーンファンド監修 (1999)『グリーン電力 市民発の自然エネルギー政策』コモンズ
 北海道グリーンファンド (2004)『風車のはなし』NPO法人北海道グリーンファンド
 北海道大学大学院法学研究科付属高等法政教育研究センター編 (2003)『-市民の手で変えよう-これか
 らの公共事業』北海道大学高等法政教育研究センター
 山田修嗣 (1999)「環境問題と企業の対応」(石川・田島編著『変わる組織と職業生活』学文社 所収)
 山田修嗣 (2004)「グリーン電力と風力発電」((財) 機械振興協会経済研究所『需要開拓からみた新規事
 業成功の可能性と課題』JSPMI ERI 所収)
 山田敏之 (2002)「企業の環境戦略と競争力」『機械経済研究』No.33 機械振興協会経済研究所 所収

参照ホームページ

北海道グリーンファンド ホームページ <http://www.h-greenfund.jp/>